

26 漁業関連機器等を購入するための資金を借りたい

融資

漁船のエンジン等の機器購入や加工機器の設置等に必要な資金を、無利子で貸付けます。

対象となる方

沿岸漁業従事者等（※1）及び促進事業者（※2）

※1 沿岸漁業（漁船を使用しない漁業、20t未満の漁船漁業、定置網漁業、養殖漁業）の従事者、その組織する団体及び沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業員の数が20人以下である者。

※2 認定を受けた総合化事業計画に基づき、農林漁業者等の取組みに協力する民間事業者等

支援内容

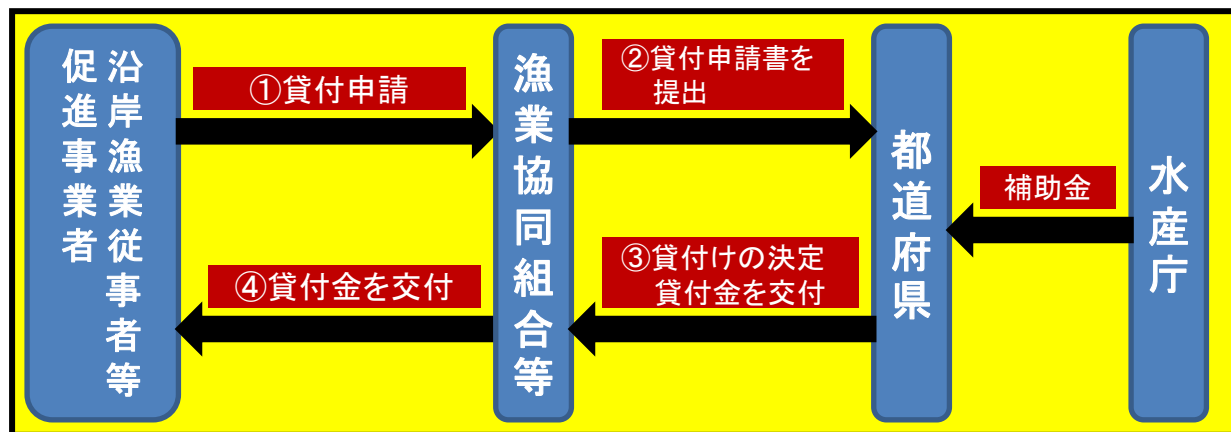
無利子資金の貸付け

沿岸漁業の経営もしくは操業状態の改善を図ることを応援するため、エンジン等の機器購入や加工機器の設置等に必要な資金を、無利子で貸付けます（※3）。

六次産業化・地産地消費による認定総合化事業計画（※4）に取り組む場合には、一部の資金の借入について、通常よりも償還期間・据置期間が1～2年延長されます。

※3 貸付内容により貸付限度額や償還期間及び据置期間等が異なります。

※4 農林漁業者が農林水産物及び副産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画



ご利用方法

- 貸付けは、お住まいの都道府県が行います。
- 貸付けのご相談については、都道府県の水産事務所、水産業普及指導員や所属している漁協等にご連絡ください。
- 貸付けの手続きは所属している漁協（もしくは、水産事務所等）で行っています。
- 貸付けを受ける際には、担保又は連帯保証人が必要です。

【お問い合わせ先】

お住まいの都道府県の水産事務所、所属している漁協

<事業名：沿岸漁業改善資金>



おすすめ ✓ 機械の導入等に対し、税の優遇措置を受けることもできます！（条件有）

詳しくは、18 (P25)の「中小企業経営強化税制」をご覧ください。